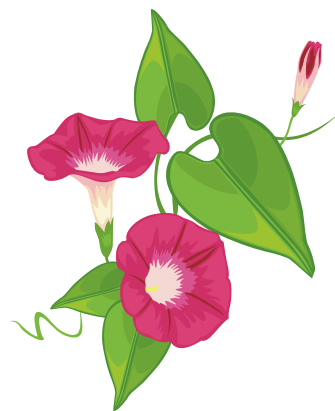


小谷村に転入されてから3年以内の皆さんへ

定住促進事業補助金のご案内

小谷村では、転入されてから3年以内の皆さんにポイント（特典）を付与し、村での生活や仕事に必要な事柄に補助を受けられる制度を設けています。

小谷村は、豪雪地帯で生活環境の厳しいところです。村での生活が少しでもスムーズに送ることができ、定住していただくことを目的としています。





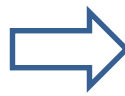
いつ、ポイント（特典）がもらえるの？

転入された方（世帯）は、転入時に基本ポイントを取得、また次の①から④で当てはまる条件のポイントをあわせて取得できます。

注意!! ◎再転入された方（世帯）は、直近の転出日から**5年以上経過している**ことが条件です。
◎**1世帯の上限は200ポイント**です。

【基本ポイント】

小谷村へ転入した

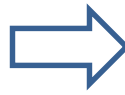


1名につき 5ポイント
転入者4人だったら
4人×5ポイント=20ポイント



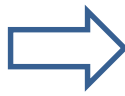
【追加ポイント】

① 転入者の中に夫婦がおり、
いずれかが45歳以下
（転入時の年齢）である



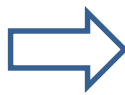
1世帯につき 50ポイント

② 転入者の中に12歳以下
（転入時の年齢）の児童がいる
※転入後3年以内に出生した児童も
ポイントが取得できます。



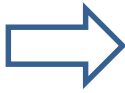
**児童1名につき
100ポイント**
転入後の出生児のポイントは、転入
日から3年が経過しても、出生日か
ら1年以内の場合は利用できます。

③ 転入者が小谷村消防団へ
入団した
※入団については役場庶務係に
お問い合わせください。



**入団者1名につき
10ポイント**
ポイントを取得するには、入団した際
に受けとる辞令の提示が必要です。

④ 転入者が村内で新規に就農した
※農業収入が世帯の主な収入と
なることが条件です。



新規就農 50ポイント
ポイントを取得するには、村で指定す
る関係書類を提出し、内容及び状況審
査を受けることになります。

ポイント（特典）は何に使えるの？

取得したポイントは「1ポイント×10,000円」で計算し、次に挙げる事業の補助金交付を受けることができます。

交付手続きについては事前に担当係へご相談いただき、申請書など関係書類をお受け取りください。

注意!! ◎ポイントを利用して補助金の交付申請ができるのは、小谷村への転入日から3年以内です。

◎補助の割合は、補助対象経費の3分の2以内です。

◎この制度で補助を受けようとする事業は、村の他の補助事業と併用することができません。

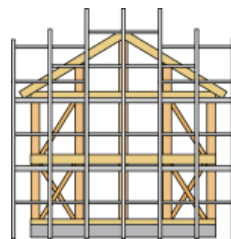
◎この補助金の利用にあたっては、転入日から5年以上小谷村に住民票をおく（生活する）ことを条件とします。5年以内に小谷村を転出したときは、年数に応じて一定割合の補助金返還していただきます。（返還割合表を参照）

※その他の注意事項及び交付条件は、裏面をご確認ください。

【ポイントが使える補助事業】

生活するための住宅の新築・取得・改修

※延床面積50㎡以上で、新築、改修は小谷村内の業者が受注、施工したものが対象です。



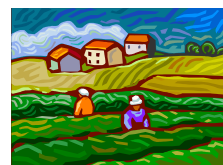
農林業のための資材・機械購入費
(トラクターや管理機など)

(上限 50万円)



農地取得費・賃借料

※農地の取得や賃借は、小谷村農業委員会での審査、承認が必要です。



自動車購入費

(上限 50万円)



除雪機購入費

(上限 50万円)



小谷村ケーブルテレビ
加入費（工事費含む）



ペレットストーブ・
薪ストーブ購入費
(上限 50万円)



【参考事項】

○転入日から5年以内に小谷村を転出した場合の補助金返還割合

転入日から1年未満に転出した場合	補助金額の全額
// 1年以上2年未満 //	補助金額の8割
// 2年以上3年未満 //	補助金額の6割
// 3年以上4年未満 //	補助金額の4割
// 4年以上5年未満 //	補助金額の2割

○その他の補助金交付条件、注意事項

① 小谷村及び小谷村へ転入する前の直近の市区町村において、税金を滞納していないこと。

★交付申請時に添付書類として、転入前市区町村において次の税金を滞納していないことがわかる証明書（例：完納証明書）を提出してください。

- 市区町村民税
- 固定資産税
- 国民健康保険税
- 軽自動車税

くわしくは、転入前の直近の市区町村へお問い合わせください。

②補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって管理すること。

③補助事業に係る帳簿または証拠書類は、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

ご相談、お問い合わせは、

小谷村役場住民福祉課住民係

電話：0261-82-2581

FAX：0261-82-2232

Eメール：zyuumin@vill.otari.nagano.jp